平成２３年（フ）第７３７２号
神奈川県横浜市戸塚区南舞岡４丁目37―24
破産者　岡　登志美
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４５８号
千葉県千葉市花見川区花見川１　23棟301号
破産者　坂野　　大
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５０１号
東京都江東区北砂５丁目20―７―630
破産者　山口　和子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６０１号
東京都品川区平塚３丁目５―６
破産者　中村扶美江
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７３８号
神奈川県横浜市都筑区富士見が丘16―１　アイネス港北ドルム寮
破産者　長谷川　俊
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９２２号
埼玉県入間市上藤沢671―３―207、住民票上の住所埼玉県新座市栄５丁目３―34
破産者　島村　義一
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０３８号
東京都立川市柴崎町２丁目18―７―202
破産者　市川　聡彦
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２４５号
東京都目黒区下目黒４丁目10―８―103
破産者　馬場　信行
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３４０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵380番地１
破産者　株式会社武蔵野
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７１１号
東京都足立区入谷８丁目１番21号ミスミ倉庫
破産者　株式会社エスプランニング
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７１２号
神奈川県横浜市港南区日野南１丁目２―19―202
破産者　齊藤　　宏
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７６７号
千葉県柏市布施146―10―202
破産者　竹内　由佳
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８０８号
東京都世田谷区上祖師谷７丁目14―８
破産者　御園生秀夫
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９６３号
東京都千代田区神田小川町３丁目６番10号
破産者　株式会社モデナ
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９６４号
東京都北区西ケ原１丁目33―11　島田方
破産者　高松　芳雄
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０２３号
東京都世田谷区奥沢２丁目40番12号
破産者　有限会社ユー・アール・エー
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０２４号
北海道札幌市手稲区前田２条12丁目１番１―416号
破産者　有限会社アトリエイリオス
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０４９号
東京都練馬区下石神井６丁目11番４号
破産者　遠藤ハウス株式会社
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０５１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保347―12
破産者　遠藤さな江
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０９１号
東京都江戸川区中葛西３丁目27番12―601号
破産者　有限会社アルファサインズ
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１０３号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字虹ヶ沢124番地
破産者　有限会社エステル
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１２９号
東京都新宿区荒木町13番地
破産者　アイティコンサルネット株式会社
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部